

北上川上流大規模氾濫減災協議会の取組

令和7年6月27日

東北地方整備局 岩手河川国道事務所

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 北上川上流の減災に係る取組方針



令和2年7月28日洪水 北上市立花第5地割地区での水防活動

令和 3年 2月10日 策定
令和 4年 7月27日 一部見直し
令和 5年 6月28日 一部見直し

赤字は令和4年7月27日からの見直し箇所

北上川上流大規模氾濫減災協議会

盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、八幡平市、奥州市、滝沢市
雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、JR東日本
岩手県、気象庁盛岡地方气象台、国土交通省東北運輸局、
国土交通省東北地方整備局

6. 減災のための目標

北上川上流では、協議会や構成機関がそれぞれ又は連携して防災減災に関する取組を実施し、治水安全度の向上や地域における防災力の向上を図ってきた。このため、協議会の構成機関が連携を強化し、さらなる地域防災力の向上を図るとともに、大洪水への備えをし、北上川上流でこれまでに経験したことのない大規模水害※が発生した場合でも、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動を実施するため、令和7年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりです。

【5年間で達成すべき目標】

舟運文化により沿川に形成された市街地の水害リスクが高い北上川上流において、家屋浸水した平成14年7月、平成19年9月洪水や、平成25年の局所的大雨による洪水等、これまでの教訓を踏まえ、発生しうる大規模水害※に対し「避難する・防災力を育てる・地域を守る」ことで、氾濫被害の最小化を目指す。

- 避難する・・・流域住民が主体的に水害リスクを把握し、人命を守ること。
- 防災力を育てる・・・地域防災力を維持・継続・強化すること。
- 地域を守る・・・水防団が実施する水防活動や河川管理者が実施する排水活動等に加え、流域住民や各施設管理者も参画し、地域の人命と財産を守ること。

※ 大規模水害・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

【目標達成に向けた3本柱の取組】

北上川上流において、被害の最小化を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施します。

- I. 安全な避難行動のための取組
- II. 地域防災力を維持・継続・強化するための取組
- III. 人命と財産を守るための取組

総合治水から、水防災意識社会さらに、流域治水へ

河川等

S55 総合治水対策の推進（都市化の進行した河川）

多目的遊水地の設置を促進

H9 河川法改正

- ・地域の意見を整備に反映
- ・河川整備基本方針と河川整備計画の策定
- ・目的に環境の保全を追加

H15 特定都市河川浸透被害対策法 制定（総合治水の法制化）（市街化進展河川）

水防

H13 水防法改正

- ・浸透想定区域の指定を新設（洪水予報河川）

H17 水防法改正

- ・浸透想定区域の指定対象を水位周知河川に拡大

H27 水防法改正

- ・洪水に係る浸透想定区域について、想定最大規模の洪水に係る区域に拡充

H27 水防災意識社会の再構築

H29 水防法改正

- ・大規模氾濫減災協議会の創設

流域対策

雨水貯留浸透機能を回復させるための調整池などの整備

- ・雨水浸透阻害行為が許可制へ
- ・市街化の進展で浸水被害の防止が困難な河川に限定
- ・都市洪水想定区域等の指定
- ・貯留浸透の努力義務化
- ・保全調整池の指定

R2 都市再生特別措置法等改正

- ・居住エリアの安全性強化
- ・ハザードエリアの開発許可制度の見直し
- ・移転促進、居住誘導

（防災指針制度創設）

R2 流域治水の推進（流域治水プロジェクトの策定等）

H29 河川法改正

- ・権限代行の創設

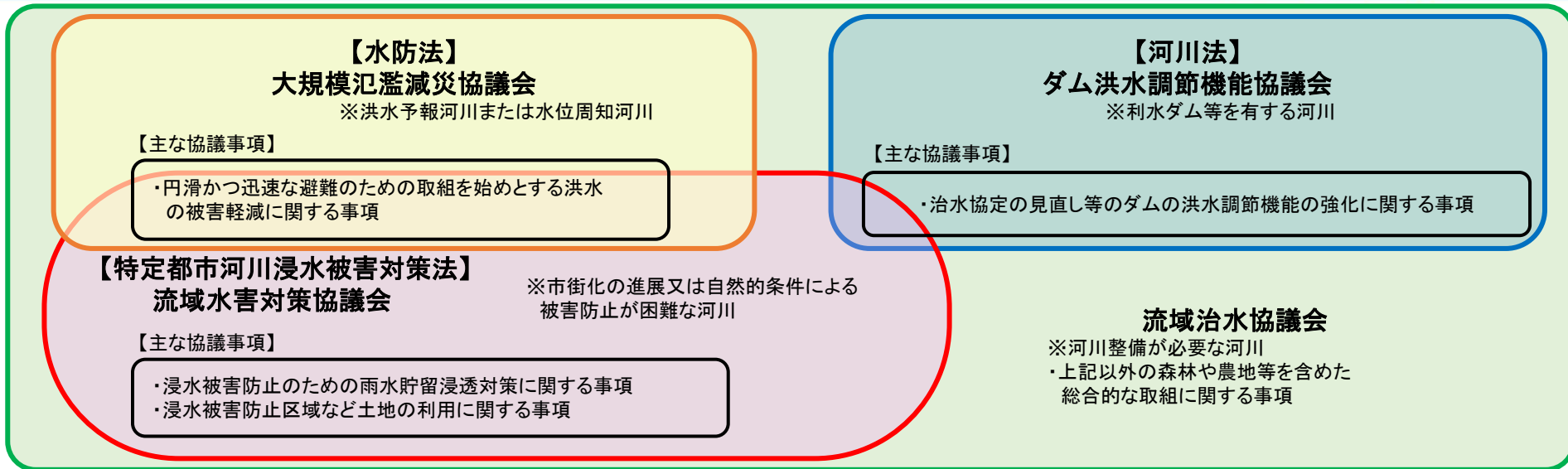
R3 特定都市河川浸水被害対策法等の改正（流域治水の法制化）
（市街化進展又は特殊な自然的条件河川）

- ・権限代行の強化
- ・事前放流の強化

- ・要配慮者施設に係る避難の実効性確保
- ・リスク情報空白域の解消

- ・防災集団移転促進事業の拡充
- ・浸水被害防止区域による建築等の制限
- ・地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策の強化
- ・協議会の創設
- ・自然的条件で河川整備のみでは浸水被害の防止が困難な河川に拡大

<参考> 流域治水協議会、大規模氾濫減災協議会等の関係



協議会	大規模氾濫減災協議会 (水防法)	流域治水協議会 (任意)	流域水害対策協議会 (特定都市河川浸水被害対策法)
目的	想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行う	流域治水推進のため、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、減災協の取組方針を共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築	特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、流域水害対策計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行う
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑かつ迅速な避難のための取組 情報伝達、避難計画等/住民等への周知・教育・訓練/河川防災ステーションの整備 ・的確な水防活動のための取組 水防体制/多様な主体による被害軽減対策に関する事項 ・氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 ・災害時及び災害復旧に対する支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■流域治水プロジェクトの策定・公表 ・河川に関する対策 ・流域に関する対策 ・避難・水防等に関する対策 ■流域治水プロジェクトのフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・流域水害対策計画の策定に関する協議 ・計画の実施に係る連絡調整 <p><参考> 流域水害対策計画 計画期間、基本方針、都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨、都市浸水想定、河川整備、下水道整備に関する事項、雨水の貯留や浸透に関する事項、雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項、貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針等、浸水被害の防止を図るために必要な事項を記載する計画</p>
構成員	国土交通大臣、都道府県知事、市町村長、水防管理者、河川管理者、気象台長、隣接する市町村長、国土交通大臣が必要と認める者（広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村、警察・消防機関・自衛隊等）	河川管理者、下水道管理者、都道府県、市区長村、その他（地方農政局、森林管理局、気象台等） 必要に応じて、関係する企業（利水ダム管理者等）や住民（地域の防災リーダー等）等を追加	河川管理者、都道府県知事、市町村長、下水道管理者（流域水害対策計画の策定主体） 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者 学識経験者その他の流域水害対策計画の策定主体が必要と認める者 （学識経験者、河川協力団体、住民（地域の防災リーダー等））、雨水貯留浸透施設設置者
規模感	1級：水系全体※分割あり 2級：水系 or 複数水系	1級：水系全体※分割あり 2級：水系 or 複数水系	河川流域 (都市河川、支川)
開催時期 頻度	年1回程度 ※出水期前や融雪期などに開催されることが多い	任意の時期（策定後） ※取組の充実やロードマップの細分化など、策定後のフォローアップを実施	任意の時期 ※特定都市河川指定後、計画策定に向けた開催や策定後のフォローアップで開催

